

2. 追加・抹消をするために必要な添付書類・注意事項

◎添付書類

ア.領域追加…「新領域追加に伴う提出書類総括表」を参照の上、必要書類を添付してください。

イ.業種追加…(1)建設工事

①別表1

②建設業許可証明証(写)

※手引きに記載の「申請時の留意事項」をご覧ください。(支店・営業所等で申請の場合は「営業所一覧表(写)」も必要)

③追加する業種の直近2年間の工事経歴書(国交省統一様式等)(写)

④最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写)

⑤(市内業者のみ)技術職員名簿(経営事項審査申請時に提出したものの写し)

(2)測量・建設コンサルタント等

①別表2

②追加する業種の営業に関し法律で規定された許可・認可・登録証明書(写)、又はコンサルタント登録・更新の各通知書(写)

③追加する業種の直近2年間の測量等実績調書(国交省統一様式等)(写)

(3)役務提供等

①別表3

②追加する業種が営業に関し許可・認可・登録を必要とする業種の場合は許可・認可・登録等の証明書(写)

③追加する業種の直近2年間の役務提供等実績調書(貝塚様式3)

(4)物品供給等

①別表4

②追加する業種が営業に関し許可・認可・登録を必要とする業種の場合は許可・認可・登録等の証明書(写)

③追加する業種の直近2年間の物品供給等実績調書(貝塚様式4)

※各別表については、**追加する業種に加え、現在登録中の業種についても記入してください。**

また、測量・建設コンサルタント等、役務提供等の決算額についても同様です。

◎注意事項

※役務提供等で登録可能な業種コードは最大6種類まで、物品供給等は最大3種類まで(希望順位あり)です。